

守山市地域防災計画改定支援業務特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、発注者守山市（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する「守山市地域防災計画改定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 業務対象区域

本業務の業務対象区域は守山市全域とする。

第3条 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

第4条 業務の目的

本業務は、防災基本計画や滋賀県地域防災計画等（以下「県計画等」という。）、上位計画との整合を図りながら、令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨などの風水害、令和6年1月に発生した能登半島地震など、近年発生した大規模災害（以下「近年の大規模災害」という。）で顕在化した課題を踏まえ、住民の安全・安心を確保し、総合的かつ計画的な防災行政の整備を図り、災害に対して実効性のある対応がとれるよう、現行の守山市地域防災計画（以下「市計画」という。）を改定するものである。

第5条 準拠する関係法令等

本業務にあたっては、本仕様書によるほか次の関係法令等に準拠し、適正かつ円滑に実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (7) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）

- (8) 防災基本計画
- (9) 滋賀県地域防災計画
- (10) 守山市総合計画
- (11) 守山市地域防災計画（現行版）
- (12) 守山市国土強靱化地域計画
- (13) 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
- (14) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (15) 避難情報に関するガイドライン
- (16) その他関係法令及び通達等

第2章 業務内容

第6条 計画準備

受注者は本業務の目的、主旨をよく把握し、本仕様書に基づき業務方針を立案し、業務の内容、工程、技術者組織表を示した業務実施計画書を作成するものとする。

第7条 資料収集・整理

受注者は本業務に必要な資料（第5条の関係法令等のほか、近隣市町や先進自治体の防災に関する計画、最新の国・県の見解、各種災害想定および近年の大規模災害の課題等）を収集・整理するものとする。なお、資料の改定がなされた場合については、可能な限り反映するものとし、内容等については発注者との協議の上決定するものとする。

第8条 改定箇所の抽出

受注者は県計画等の改定状況を把握し、市計画に反映すべき内容を整理するものとする。あわせて近年の大規模災害で出てきた課題を踏まえ、改善できるよう改定箇所を抽出するものとする。

第9条 地域防災計画改定素案の作成

受注者は以下を考慮し、市計画改定素案を作成するものとする。

- ・最新の関係法令・計画等と整合させる。
- ・現市計画の課題に対する解決策を反映する。
- ・現在の「守山市業務継続計画」「災害時における守山市職員初動体制」「守山市避難所運営マニュアル」の課題抽出や改善策提案、「守山市受援計画」の策定につながるようにする。

第10条 市関係各課・関係機関への意見照会支援

市が市関係各課や関係機関への意見照会を行う際の資料（個別ヒアリングシートなど）を作成し、意見照会后、市計画に反映させるものとする。

第11条 防災会議の支援

受注者は防災会議で提示する資料を作成するものとする。また、会議に出席し、運営補助（質問回答の補助など）を行うとともに、防災会議委員の意見等を取りまとめた議事概要を作成するものとする。防災会議の開催回数は2回とする。

第12条 地域防災計画改定案の作成

受注者は第9条で作成した市計画改定素案を元に、第10条の照会結果や防災会議の結果を反映し、市計画改定案を作成するものとする。これにあたっては、見やすさ、わかりやすさ、使いやすさに配慮し、構成等を工夫するものとする。

第13条 地域防災計画概要版の作成

市計画の内容を簡潔に取りまとめた、地域防災計画概要版（A3版2枚程度）を作成するものとする。

第14条 打ち合わせ協議

原則として本業務着手時、中間時2回、完了時の計4回行うものとするが、業務の進捗状況に合わせ適宜調整するものとする。また、本業務の円滑な進捗を図るため、必要に応じてメールやウェブ会議システム等により発注者と密接に連携しつつ、本業務を遂行するものとする。

打合せ協議終了後には打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第4章 成果品

第15条 成果品

本業務において納品する成果品は以下のとおりとする。

(1) 地域防災計画（概要版・全体計画）電子データ（Word、PDF）（CD-R）

1部